

木製什器仕様書

(1) 品名・品番・数量

別紙のとおり

(2) 必要とする機能

- ① 製作に使用する合板類は、ホルムアルデヒドの放出量が少ない JAS F☆☆☆☆のものを使用すること。
- ② 製作に使用する接着剤は、人材に影響のある揮発性有機化合物 (VOC) を含まない環境対応型のものを使用すること。
- ③ 製作に使用する塗料は、エコ塗料を使用し、接着剤と同様の VOC を含まない環境対応型のものを使用すること。塗装はポリウレタン塗装とし、材料の素材を生かした生地仕上げとすること。
- ④ 納入後、合板・塗料・接着材の安全データシート及び適合証明書を提出すること。
- ⑤ 使用する木材は、割れ・ゆがみ等の防止のため、含水率は気乾状態で平衡含水率を 13% 内外に安定させたものを使用すること。
- ⑥ 意匠性を考慮する為、色合いは下地の木目を生かした生地仕上げとし、製作前に塗装板見本をもとに協議の上決定すること。
- ⑦ 製材から組立・塗装・椅子張り加工等を、自社で一貫生産出来る工場であること。また、品質保証を考慮し国内の工場で行うこと。成形合板技術を持ち、特に成形接着設備として加熱機械（高周波発振機・低電圧加熱等）成形接着用プレス機械（大型多方面油圧プレス等）を所有し、今まで多くの経験があること。
- ⑧ I S O 9001 : 2015 認証取得工場とし、認定書のコピーを提出すること。
- ⑨ 長期の使用に耐える強固な製品であり、かつ施設独自の用途に応じた機能性を有することが必要であるため、材質は耐久性・耐摩耗性・耐衝撃性・ユニバーサルデザインを考慮した製品であること。
- ⑩ 原則「国等による環境物品等の調達に関する法律」グリーン購入法の判断基準に適応した製品であること。
- ⑪ 針葉樹スギ圧密加工材化粧单板は国産スギ材（無節）を使用し、圧密加工の工法は熱ロールプレス機を使用すること。圧縮率は 30%～50% とし、含水率は 5% 程度のものを使用すること。出荷時に産地証明書を提示すること。
- ⑫ 本案件はその財源として森林環境譲与税を用いることから、森林の整備を目的とする「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の趣旨を踏まえ、国産木材を使用すること。
「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づき合法性が確認された木材（合法伐採木材）を使用すること。
森林環境譲与についての文言を表示したシール・プレート等を受注者が作成し、国産木材納品物品に貼付すること。又、文言が明確になるように表示すること。
なお、事前に事業担当へサンプルを提示すること。
シール・プレート等の取付け場所は担当者と協議の上、決定する。

シール・プレート等の仕様は次のとおり

【森林環境譲与シール仕様】

サイズ：縦 30 mm×横 100 mm程度（サイズは相談可）

文言：この製品は国産材を使用して作られており

森林環境譲与税を活用して整備しています。

<参考>

この製品は国産材を使用して作られており
森林環境譲与税を活用して整備しています。

(3) 同等品について

参考品以外で応札する場合は、別途指定する日時までに、別紙6「同等品申請書」に記載し、同等品の画像（写真）と同等品が掲載されているカタログ（最新版）又は製作詳細図を添付して提出すること。

この場合において、規格等の各項目についてその性能・機能等を充分に明らかにするため、見本の提示を求められたときは速やかに対応すること。なお、同等品以上の適合審査は、建築意匠を考慮し、性能性・機能性のほか意匠性も重視する。

同等品内容と大きく異なる場合は、同等品と認めない。また、再提出は認めない。

(4) 納入場所

玉野市新庁舎内の指定場所（玉野市宇野一丁目27番1号）

(5) 納入期限

令和8年8月21日（金）を最終期限とする（契約締結後、担当者と納入日等について協議する）。

(6) 搬入、設置等に関する事項

- ① 搬入は、事前に搬入予定表を提出し、担当の指示により配置図に従い所定の日時、場所に設置すること。
- ② 輸送中に損傷が生じないよう十分な梱包を行い、現場における補修が無いようすること。
- ③ 搬入及び設置時に建物の施設、設備を汚染、損傷することが無いように、必要に応じて養生を施すこと。建物の施設、設備に汚染、損傷を与えた場合は、担当者に連絡し、指示を受け、受注者の負担において原状に復すこと。
- ④ 搬入及び設置に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ること。また、搬入、設置、廃材引き取り等、全ての費用は受注者の負担とする。

(7) その他に関する事項

- ① 養生、配置マーキング、搬入、設置等の作業は、原則として担当者の立ち会いのもとに行うこと。
- ② 仕様、搬入日等の変更は、担当者と協議し、指示を受けた場合のみ可能とする。
- ③ 納入後1年間は保証期間として、メンテナンスなど十分に対応し、不具合発生時には

迅速な処置を行うこと。ただし、納入後1年以降であっても、設計不良、材質不良、製作不良による故障等の不都合が生じた場合は、受注者は直ちに新規取替え又は補修を無償で行うこと。

- ④ その他、本仕様書に記載のない事項について、受注者として当然行うべき内容については誠実にこれを行い、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、適宜担当者と協議し、その指示に従うこと。
- ⑤ 色については、落札業者と別途最終確認の上、最終決定する。